

「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正案に対する  
意見公募の結果について

令和5年11月22日  
原子力規制委員会

1. 概要

「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正案について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和5年8月31日から同年10月1日まで（32日間）

対 象：

➤ 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の一部改正について

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：17件<sup>1</sup>

○提出意見に対する考え方：別紙1のとおり

---

<sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

## 別紙1

### 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正案に関する提出意見及び考え方

| 改正案全般に関する御意見 |  |  |
|--------------|--|--|
| No.          | 提出意見   | 考え方  |
| 1            | <p>新旧対照表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表中の注記について備考として記載したほうがよい。</li> </ul>   | <p>御指摘の表中の注記がどこを示すのか明らかではありませんが、表中の「解説」を指すのであれば、同解説は、確認事項の内容の理解を助けるための補足を記載しているものであることから、原案のとおりとします。</p> |
| 2            | <p>「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が原災法第7条第1項の規定に違反していると認められないこと及び当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないことを確認することが必要となる」とあることから、内閣総理大臣及び原子力規制委員会が、同じの視点をもって確認することが求められます。</p> <p>本改正案のピアレビューの内容が内閣総理大臣及び原子力規制委員会宛に届出された時、原子力規制委員会は本改正案のとおり確認することができますが、内閣総理大臣は同じ確認の視点の内規を定めるか、この内規に従って確認しなければ、同様の視点を持つことは</p> | <p>本規程は、原子力規制委員会として確認する視点を定めたものであるため、クレジットは原子力規制委員会のみとしています。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>困難です。<br/>内閣総理大臣が確認する場合も本改正案が適用されるべきものであるならば、クレジットに「内閣総理大臣」（又は「内閣府」）を追記する必要があります。</p> |  |
|--|--|--|

「2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点」に関する御意見

| 「防災業務計画等命令第2条第1項第1号」に関する御意見 |   |                       |
|-----------------------------|---|-----------------------|
| No.                         | 提出意見  | 考え方                   |
| 1                           | <p>「通報規則第2条第1項に掲げる事項に関する業務」と「原災法第26条第3項及び原災法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務」の間は「、」ではなく「並びに」</p> | <p>御意見を踏まえて修正します。</p> |

| 「防災業務計画等命令第2条第1項第7号」に関する御意見 |   |  |
|-----------------------------|---|--|
| No.                         | 提出意見  | 考え方  |
| 1                           | ・P6「ピアレビュー」とは何か。原子力規制委員会としてどのようなものを事業者間ピアレビューと認識しているのか、この際定義を明らかにすべきではないか。  | ピアレビューとは同等の能力を有する別の者によるレビューを指すものであり、このことは広く一般に認知されていると考えます。従って、原案のとおりとします。 |
| 2                           | <p>Wikipediaによると、「査読（さどく、英：peer review、ピア・レビュー）とは、学術雑誌に投稿された論文を、その分野を専門とする研究者が読んで内容の妥当性などをチェックし、掲載するか否かの判断材料にする評価や検証のことである。」と定義され、コトバンクによると、「学術雑誌や学会誌などに投稿された論文を、同じ研究分野の研究者（ピア）が評価すること。査読ともいう。」と定義される。</p> <p>今回の意見公募案の「ピアレビュー」の意味と、一般的に用いられる「ピアレビュー」の意味が異なることから、意見公募案の「ピアレビュー」に、括弧書きで用語の定義づけを行うことが最良と考えられる。</p> <p>また、ここでいうピアレビューが、原子力事業者間ピアレビューを指すならば、原子力事業者間で行うものであることを明確にしておくことも必要。</p> |  |
| 3                           | <p>意見／理由 その2</p> <p>ピアレビューという用語の定義が曖昧なため、今回の反映の趣旨に照らして「評価のレビュー（評論・批評・</p>   |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>報告)が、共通の専門的知見を有する専門家の同業者・同僚(ピア)によって行われること。」など、その定義を記載することを今回の改正内容に含めてはどうか。</p> <p>該当箇所 その2</p> <p>「別表 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について 新旧対照表」5頁5行目? 実用発電用原子炉施設において、防災訓練の評価をピアレビュー形式で実施する場合はピアレビューアーの選定その他の評価の実施体制が明確にされていること。</p>  |   |
| 4 | <p>意見/理由 その1</p> <p>「緊急事態を想定した防災訓練」とあるが、緊急事態とは、原子力災害対策指針において、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分すると定められており、警戒事態発生での訓練も許容されることも読めるため、施設敷地緊急事態発生を含めることが読めるように総合的に行う防災訓練で想定すべき緊急事態の区分を明確にした方が良いのではないか。</p> <p>該当箇所 その1</p> <p>「別表 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について 新旧対照表」4頁23行目? なお、原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定において災害予防対策を図るための措置を総合的に行う緊急事態を想定した防災訓練と、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る防災訓練を組み合わせ実施することができる。</p> | <p>防災訓練は、災害予防対策を図るための措置を総合的に行う緊急事態を想定したものであり、警戒事態までの発生を想定した訓練も対象となることから原案のとおりとします。</p> <p>ただし、警戒事態までの発生を想定した総合的な訓練を行う場合は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を想定した訓練を要素訓練として実施する必要があります。</p> |

| 「防災業務計画等命令第2条第1項第9号」に関する御意見 |  |                       |
|-----------------------------|--|-----------------------|
| No.                         | 提出意見   | 考え方                   |
| 1                           | <p>「主な施設・設備等の状態等」の部分の記載についてでございますが、その部分の記載の横にある部分の記載の「原子力施設及び安全設備の運転状態など」の部分の部分と、「状態等」と「状態など」と言う風に、同じ様な表現であっても「等」と「など」が違う使い方がされていられるように感じております。私はこういう法令文や公用文は「等」だと教えて貰ったと思うのですが、「等」と「など」が混ざりがあるので、大変恐縮ではございますが「等」と「など」の使い分けについての考え方を教えてくださいませんか。</p> | <p>御意見を踏まえて修正します。</p> |
| 2                           | <p>「検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等」の「又は」を「、」に、「設備等」を「設備」にそれぞれ改め、防災業務計画等命令の別記様式第2（第3条関係）の表記に合わせる。</p> <p>本規程の省略箇所についても、本件同様に法令表記と一致しない箇所がないか確認し、水平展開する。</p>   | <p>御意見を踏まえて修正します。</p> |

| 「防災業務計画等命令第2条第1項第10号」に関する御意見 |   |                       |
|------------------------------|---|-----------------------|
| No.                          | 提出意見  | 考え方                   |
| 1                            | <p>炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置「について」原子力規制委員会から命令があった場合の対応「について」明確にされていること。</p> <p>「について」が2回続くため、2回目の「について」を、「が」に改める</p> | <p>御意見を踏まえて修正します。</p> |

| 「防災業務計画等命令第2条第1項第12号」及び「防災業務計画命令第2条第1項第14号」に関する御意見 |  |   |
|--|--|---|
| No.  | 提出意見   | 考え方   |
| 1  | <p>P9「情報提供の内容、方法等」の「等」として何が想定されるか。</p>   | <p>今回の改正案で示した「原子力事業所内の状況に対する情報提供の内容、方法」については、確認すべき視点をより具体的に示すために記載の適正化を図ろうとしたものですが、そもそもご指摘の「等」は緊急事態応急対策及び原子力事後対策に対して事業者が講じる「その他必要」な措置を指すものであり、御意見を踏まえれば、今回の案にある「情報提供の内容、方法等」は誤解を与えうる記載であることから、現行の記載のとおり「情報提供等」とします。</p> |
| 2  | <p>原子力事業者防災業務計画に記載している資機材は、原子力災害に必要な数を残す前提の下であれば、予備の資機材に限って、原子力災害以外の災害（以下「他の災害」と略す）に利用できることを法解釈上認めること</p> <p>また、その内容を確認視点等規程で明確化すること</p> <p>【主張】</p> | <p>今回の改正は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」において、事業者間ピアレビュー体制の明文化、2部制訓練の実施を明文化及び記載の適正化について所要の改正を行うものであり、原案のとおりとします。</p> <p>なお、御指摘の原子力災害以外の災害への防災資機材の利用に関しては、原子力事業者防災業務計画に記載された予備機を含む原子力防災資機材の運用について、原子力事業者と意見交換を行</p>          |

|   |   |
|---|---|
| <p>予備の資機材が他の災害の終息活動に利用でき、更に対応できる人員が現にいるにも関わらず、原子力事業者防災業務計画に記載している資機材が、原災法解釈上、予備の資機材が維持管理を求められる資機材か否かとの制度上の理由により、他の災害への利用が認められない状況は適切ではない</p> <p>これは実際に発生した事案である</p> <p>原子力規制庁は、法解釈上の理由により他の災害への利用を諒解しなかった、言い換えれば、法解釈が原因で他の災害への対処が遅れたので或る</p> <p>真に国の為になる災害対策は、原子力災害だけ対処出来るものではなく、あらゆる災害にも対処出来るもので或る</p> <p>現在の法解釈は他の災害に対する柔軟性が欠けていると思慮する</p> <p>此の点、原子力規制庁の立場を考えれば、法解釈上、予備の資機材の扱いが明確化して居ない以上、原子力事業者防災業務計画に記載して居る予備の資機材の扱いを原子力事業者が同計画内で整理して予め届け出るべきという主張も一定程度心情を酌める</p> <p>然し、次に起こるかも知れない他の災害に於いて、此のような柔軟性の欠けた対応があった時、場合に寄っては人命にも関わるかも知れない</p> <p>真に国の為になる災害対策を考えるならば、制度上、柔軟性をもたせる為にも、又、必要数と予備数の扱いについて、全原子力事業者に対して広く知らせ検討さ</p> | <p>っているところです。意見交換の概要については、原子力規制委員会ホームページより「被規制者等及びノーリターンルール対象組織等との面談記録（放射線防護・原子力防災）」の本年8月28日の面談録を御参照ください。</p> |
|---|---|



|  |  |  |
|--|--|--|
|  | せるためにも、此の規程に予備の資機材を他の災害に<br>利用できることを明確化すべきである<br>御国の為の英断を心より望む |  |
|--|--|--|

| 「防災業務計画等命令第2条第2項第2号」及び「防災業務計画命令第2条第3項第2号」に関する御意見 |  |  |
|--|--|--|
| No.  | 提出意見   | 考え方  |
| 1  | 「原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等をいう。）」と「原子力事業所災害対策を実施する関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）」が混在していることから、今回の適正化に合わせて用語を統一すること。 | 御意見を踏まえて修正します。   |
| 2  | 「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」の在庫の管理等は、機能（ハード対策）ではなく運用（ソフト対策）だ。<br>命令は「原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び運用に関すること」と、運用（ソフト対策）を期待して書かれている。<br>命令の表現に則った表現に修正するべし。    | 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第2号及び同条第3項第2号には原子力事業所再対策支援拠点の整備及び運用に関することを原子力事業者防災業務計画に定めることが規定されており、ソフト対策に限定されるものではないことから原案のとおりとします。 |

| 「防災業務計画等命令第2条第3項第2号」に関する御意見 |      |     |
|-----------------------------|------|-----|
| No.                         | 提出意見 | 考え方 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | <p>「必要な作業を円滑に行う十分な広さ」は、必要な作業を行えるだけでなく、円滑に作業できる広さをもつことを追加要求したのか</p> <p>「原子力事業所災害対策を行うために活動できる広さ」は、今回の改正で円滑に行うことが追加されたことを踏まえ、円滑に活動できる広さと改めること</p> | <p>原子力事業所災害対策支援拠点の機能として、必要な作業を遅滞なく行うことが求められていることは従来から自明であり、今回はそれを明確にするために「円滑に行う」との文言を追加したものです。</p> <p>御意見を踏まえて、解説にも同様に「円滑に」を追記します。</p> |
|---|---|--|

「3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について」に関する御意見

| 「原災法第7条第1項」に関する御意見 |  |  |
|--------------------|--|--|
| No.                | 提出意見   | 考え方  |
| 1                  | <p>新旧対照表について</p> <p>13枚目の改正後欄の下線部の1行目「原子力事業者が」は「原子力事業者から」の誤記ではないか？ 原子力事業者からの連絡を規制庁が確認するのであろうから。</p>  | <p>御意見を踏まえて修正します。</p>  |
| 2                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽易である場合の連絡に当たっては、メール又は電話などの口頭連絡が認められないのならば、書面による連絡であることを明確化する必要があります</li> <li>・ 原子力規制庁が原子力規制庁に連絡があったことを確認するプロセスは同一組織に対するものであり unnecessary ですので「に連絡があったことを確認することとする」の見直しが必要です</li> </ul> | <p>メール添付による提出は可能です。</p> <p>「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」は、原子力規制庁における運用を定めたものであり、今回の改正は原子力事業者防災業務計画の軽易な変更に係る運用を明らかにするものであることから原案のとおりとします。</p> |

その他の御意見

| その他の御意見 |  |  |
|---------|--|--|
| No.     | 提出意見   | 考え方  |
| 1       | <p>防災業務計画等命令第2条第2項第5号に定めのある原子力事業所内情報等伝送設備における非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持に関することについて、法令上の要求が課されているにも関わらず、当該規程の解釈が欠けている。本改正に合わせて適正化を要する。</p> <p>また、原子力事業所内情報等伝送設備の自然災害発生時の機能維持要求の解釈規程の明確化に合わせ、後述の確認及び検査を行う必要があることを加えて申し伝える。</p> <p>1. 内閣府及び原子力規制庁は、原子力事業所内情報等伝送設備の自然災害発生時の機能維持が、対象となる各原子力事業者の原子力事業者防災業務計画に定められているか確認すること。</p> <p>2. 内閣府及び原子力規制庁は、対象となる各原子力事業者の緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、機能維持要求を満たした上で使用に供されているか、原子力災害対策特別措置法第32条第1項に定めのある立入検査を行使して検査すること。</p> | <p>原子力事業所内情報等伝送設備を含む通信連絡設備については、原子炉等規制法に基づく規制要求の中で、非常用電源により、外部電源が期待できない場合でも動作可能であること、及び地震、津波、竜巻等の想定される外部事象が発生した場合においても、機能を維持することが求められています。</p> <p>従って、緊急時対策所等と同様に原子力事業所内情報伝送設備も非常用電源設備の整備と外部事象発生時の機能維持が要求されることは自明であることから、従来は明確に記載していませんでしたが、御意見を踏まえて修正します。</p> |

必要があると考える理由は2点である。

1つは、原子力事業所内情報等伝送設備が解釈規程上に明記されなかったことによって、各原子力事業者が本来定めるべきことを認識出来ていない可能性があるため。

2つは、日立市役所における非常用電源の水没事象など、昨今の異常気象によって自然災害発生時に防災上必要となる拠点が使用不可能となるケースがあるため、原子力災害と重畳して発生すると考えられる自然災害を想定して、実効的な原子力災害対策を講じる必要があり、それらの実態を確認し、改善点を抽出させるには所管

省庁の立入検査が最も有効であると考えられるため。

なお、内閣府及び原子力規制庁が上述の立入検査を講じない場合であっても、各原子力事業者が立地している道府県庁及び市町村の役所、役場であれば、原子力災害対策特別措置法第32条に定めのある立入検査を行使することが可能である。

防災業務計画等命令第2条第2項第5号（抜粋）

緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備における非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持に関すること。

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>原子力災害対策特別措置法第32条第1項（抜粋）<br/>         内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>                     |  |
| 2 | <p>実働対処を担う者として防衛省・自衛隊、警察、消防の他に海上保安庁その他の省庁職員が配属される可能性があるならそれらも含む記載とすること</p>   | <p>今回の改正は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」において、事業者間ピアレビュー体制の明文化、2部制訓練の実施を明文化及び記載の適正化について所要の改正を行うものです。</p>   |
| 3 | <p>原子力防災の目線等が、難しくて分からないのもっと噛み砕いた解説とか作成例みたいなのはつけて欲しいです</p>  | <p>引き続き、原子力災害対策の継続的改善に努めてまいります。</p>  |
| 4 | <p>原子力規制事務所業務要領（原規総発第120919021号）に基づき上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていることが要求事項の1つのようなので指導及び助言を受ける根拠となるこの要領を探したのですが、ホームページで探しても見つかりませんでした。<br/>         この要領はどの法令に基づく要領でしょうか？<br/>         原子力事業者防災業務計画の確認の視点等についてと</p> | <p>原子力規制委員会は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出があった場合、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき確認し、必要に応じて指導及び助言を行うなど、原子力事業者防災業務計画に関する事務を実施しています。</p> <p>この事務のうち環境放射線モニタリングに関しては、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）第18条第6項第1号に定める上席放射線防災専門官が実施すること</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>はどのような関係に至るのでしょうか？<br/>この要領の何条何項に基づいて指導及び助言を受けるのでしょうか？<br/>またその条項にはどのような要求事項が定められていますか？<br/>この要領の全文はホームページ公開又は原子力事業者防災業務計画を作成する者に提供されているのでしょうか？<br/>もしホームページ公開及び原子力事業者防災業務計画を作成する者に提供されていないのであれば、作成する者としては、指導及び助言を受ける根拠となる元の内容が確認出来ないため、原子力事業者防災業務計画の作成にあたって支障を及ぼす可能性も考えられます。そのためこの要領に基づきとするのではなく、大元となる法令条項に基づきとするなどの工夫が必要と思いますがいかがでしょうか？</p> | <p>となっていることから、上席放射線防災専門官による指導及び助言の根拠として「原子力規制事務所業務要領」の記載は削除し修正します。</p> |
|--|--|